

平成 29 年 3 月 10 日
株式会社静岡銀行

静岡銀行カードローン [セレカ] の規定変更について

静岡銀行カードローン [セレカ] の規定を下記のとおり変更します。

記

1.変更内容

①個人情報にかかる同意

変更前	変更後
<p>第 2 条 (第三者提供に関する同意)</p> <p>1.私は、このローンの申込みおよび取引にかかる情報を含む下記の情報が、保証会社における申込みの受付、資格確認、保証の審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、市場調査等研究開発、取引上必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種提案、その他私との取引が適切かつ円滑に履行されるために銀行より保証会社に提供されることに同意します。</p> <p>2.条項省略</p> <p>3.条項省略</p> <p>4.条項省略</p>	<p>第 2 条 (第三者提供に関する同意)</p> <p>1.私は、このローンの申込みおよび取引にかかる情報を含む下記の情報が、保証会社における申込みの受付、資格確認、保証の審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、市場調査等研究開発、取引上必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種提案、その他私との取引が適切かつ円滑に履行されるために銀行より保証会社に提供されることに同意します。</p> <p>2.条項省略</p> <p>3.条項省略</p> <p>4.条項省略</p> <p>5.私は、銀行が債権管理回収業に関する特別措置法(平成 10 年 10 月 16 日法律第 126 号)第 3 条により法務大臣の許可を受けた債権回収会社に本申込みに係る債権の回収を委託する場合には、私の個人情報を同社との間で業務上必要な範囲で相互に提供し、利用することに同意します。</p>

②静岡銀行カードローン セレカ当座貸越規定

変更前	変更後
第7条（期限の利益の喪失） 条文省略	第7条（期限の利益の喪失） 条文省略
第8条（反社会的勢力の排除） 条文省略	第8条（債権回収会社への委託および債権譲渡） 借主は、銀行が債権の管理回収業務を債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年10月16日法律第126号）第3条により法務大臣の許可を受けた債権回収会社に委託することについて何ら異議を述べません。また、借主は銀行の都合により債権を第三者に譲渡することについても何ら異議を述べません。
第9条（貸越の中止） 条文省略	第9条（反社会的勢力の排除） 条文省略
	第10条（貸越の停止） 条文省略
	以降条数を1つ繰り下げ

2.適用開始日 平成29年3月13日（月）

<本件に関するお問い合わせ>

しずぎんインターネット支店

[セレカ] 専用ご相談窓口

フリーダイヤル 0120-680-311

携帯・スマホからは 054-348-7151

電話受付時間 9:00~17:00（土・日・祝日、12/31~1/3を除く）

以上